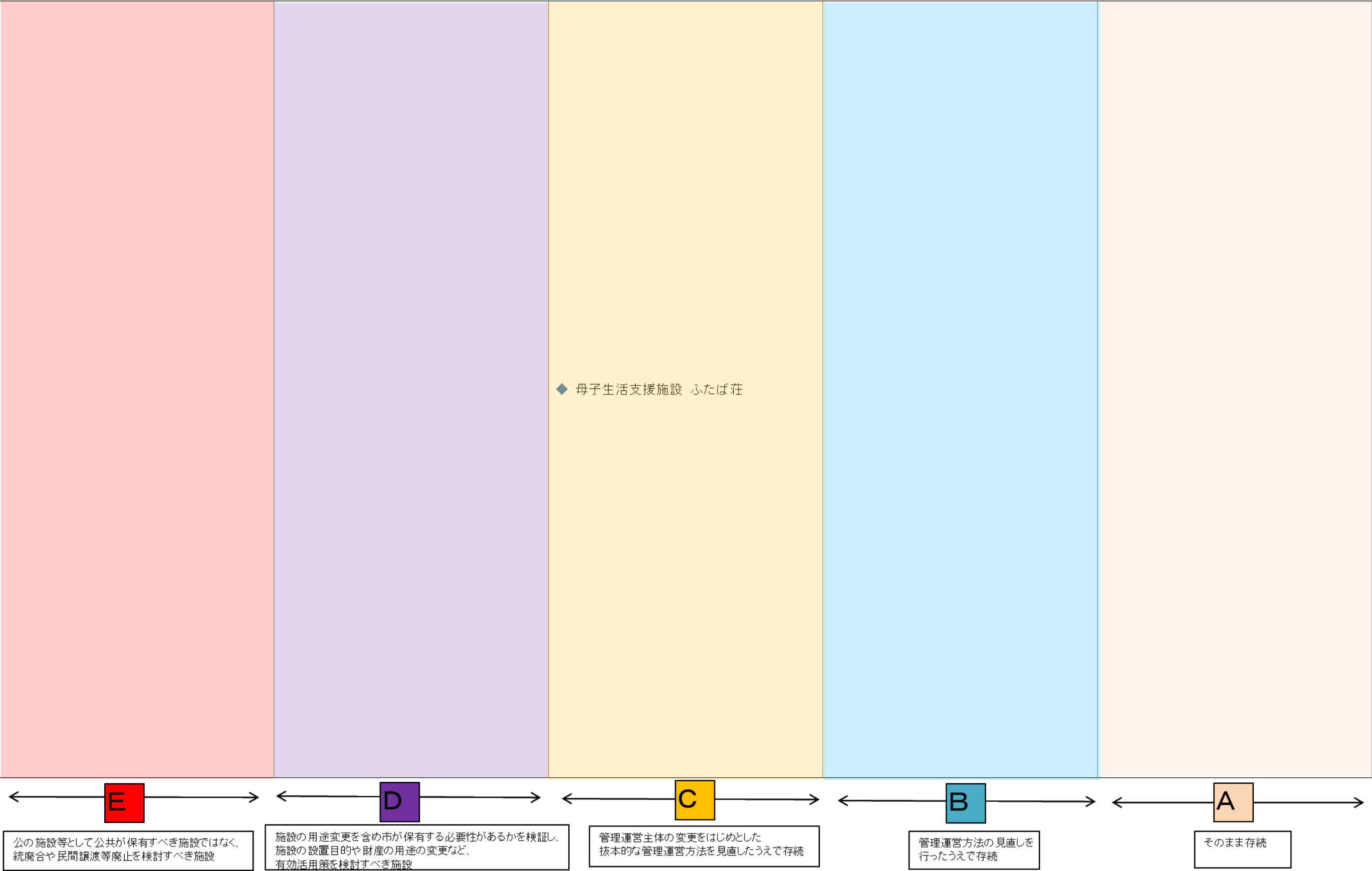


公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【医療・社会福祉施設】 26その他の子育て支援課所管施設



【26 その他子育て支援課所管施設】

評価の概要	『その他子育て支援課所管施設』は、児童を扶養している配偶者のいない女性等とその子供を保護し生活の場所を提供するとともに、自立促進のための生活支援を行うことを目的に設置された母子生活支援施設です。 県内には本市を含め4市町でしか設置されておらず、近年のDVや児童虐待などに起因する入居者が増加傾向にあるなど重要な役割を担っています。 本施設については別宮保育所との複合施設ですが、建設から40年近くが経過し、耐震性も低い状況のため、近い将来建替えの時期の到来が想定されます。 このことにより、保育所の統廃合計画に併せて、施設整備補助金を有効に活用し、近年の利用状況等を踏まえた規模の縮小も視野に入れ、再整備を検討していきます。
-------	---